

区内における新型コロナ自宅療養中の死亡者数の取扱いについて

杉並区内における新型コロナウイルス感染症の陽性患者のうち、自宅療養中に死亡した場合の死亡者数の取扱いについて、東京都の取扱基準を参考に、改めて区
の取扱いを決めましたので、以下のとおりご報告します。

1 自宅療養中の死亡者数の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症と診断され、療養期間中に杉並区内の自宅等で亡
くなった人を自宅療養中の死亡者として取り扱う。

- 住民登録の有無は問わない
- 入院または宿泊療養（コロナ専用施設）以外の場合で、療養先所在地が杉
並区内の場合とする（施設入所や店舗・友人宅も「自宅等」に含む）
- 直接の死因は不問とする

2 自宅療養中の死亡事例の概要

	住民登録	年齢	性別	概要
1	他区	40代	男性	区内店舗内でコロナ肺炎により死亡
2	杉並区	60代	男性	自宅で虚血性心疾患により死亡
3	杉並区	80代	女性	自宅でコロナ肺炎により死亡

計3名（9月14日現在）